

社会学の視点から見た「全国部落調査事件」 東京地裁判決

部落差別の「系譜性」「属地性」を中心に

阿久澤 麻理子*

キーワード：全国部落調査 部落の地名 アウティング プライバシー侵害 部落差別の系譜性・属地性

要約

この論文は、2021年9月27日に東京地方裁判所で申し渡された「全国部落調査」裁判の判決に、社会的な視点から検討を加えるものである。判決では、被告の行った部落の所在地情報（部落の地名リスト）の公表は、原告のプライバシー侵害になるとして、被告に対し、ネット上のリストの削除を命じ（但しプライバシー侵害を認められた被告のいる都府県）、出版を禁じた。だが、判決は、部落差別の「系譜性」と「属地性」を十分に考慮しなかったため、法による救済と、現実に行き起きている差別事象との間にギャップが生じた。

The article aims to review the decision of Tokyo District Court on September 27, 2021, from a sociological point of view. The court ruled that the publisher must remove part of an online list of Buraku communities, acknowledging that it violates the rights to privacy of the plaintiffs, and that the publication of the related book that contains the list must be prohibited. However there are some crucial damages left unrelieved, as the court only insufficiently recognized the “genealogical” and “territorial” nature of Buraku discrimination.

はじめに

2021年9月27日、東京地方裁判所（民事第12部）において、「全国部落調査」事件裁判の判決が申し渡された。これは、「鳥取ループ」をハンドルネームとするMT、MJ、およびこの二人が代表社員をつとめる（但し提訴当時）出版社「示現舎」を相手どり、248名の個人原告と部落解放同盟が、2014年4月から数次にわたって提訴した訴訟の、第一審判決である。

この裁判には、筆者も社会学の研究者として、意見書を二度にわたって提出し、特に第一の意見書では、被告がインターネット上に公表した

全国の部落の所在地情報が、部落出身者かどうかの判定に利用され、差別の被害を生むことや、デジタル・ネイティブ世代の若者の部落に対する意識・行動に、大きな影響を与えることをデータによって示した（阿久澤2019）⁽¹⁾。この意見書は『人権問題研究』第16号に掲載されているので、ご参照いただきたい。

本稿は、この裁判の第一審判決を受け、その内容に再び社会学の視点から検討を加えるものである。というのも裁判所は、被告の公表した情報が、原告の人格権を侵害することを原則として認めたものの、後述するとおり、裁判所の

設定した「基準」を満たさなかった者は、その被害が十分に認定されず、判決では「法の論理」と、社会学が明らかにしてきた「部落差別の現実（実態）」の間のギャップが明らかになったからである。

そのギャップとは、一言で言えば、現代社会の部落差別には「系譜性」（封建時代の被差別身分との系譜的つながりを基に差別が行われる）と、「属地性」（部落の地名を手がかりに、部落出身者を判定し、差別が行われる）があるにも関わらず、判決が差別の「系譜性」を認めず、「属地性」についても不十分にしか認定しなかったことである。それは判決が、プライバシー権侵害を基準に、原告の被害を認定したことの限界ではないか、と筆者は考えている。

そこで本稿では、このギャップに焦点をあて、判決によって十分に救済されなかった差別の被害を明らかにするとともに、その証左となる事実やデータを示したい。

1. 「全国部落調査」事件と判決

(1) 公表された2種類のデータとは

最初に、「全国部落調査」事件と、裁判の概略を記しておく。

この裁判の被告は、深刻な差別を引き起こす2種類のデータを公表した。その一つは、戦前に内務省の外郭団体が行った「全国部落調査」の報告書（1936年作成）である。ここには5300を越える全国の部落の所在地（以下、「部落の地名リスト」とも記す）と、世帯数や人口、主な職業、生活程度などが記されており、1974年にその存在が発覚した「部落地名総鑑」の元となった資料と言われている。ある大学図書館で閲覧可能な状態に置かれていたものを被告が発見し、そのデータを画像・pdf・テキストによってネッ

トで公開した。また、リストに現在の地名も書き加えたものを、『復刻 全国部落調査』と称し図書として販売することを企図し、実際にamazonで予約販売を行った。

二つ目のデータは、「部落解放同盟関係人物一覧」（個人情報リスト）で、部落解放同盟員・関係者の住所、電話番号、運動団体における役職、SNSのリンクなど、個人情報を掲載したリストである。

いずれも放置すれば深刻な差別を引き起こすため、部落解放同盟の申し立てを受け、裁判所は、出版禁止とデータ削除を求める仮処分決定を2016年3月および4月に行っている⁽²⁾。本訴（2016年4月19日に提訴）では、出版禁止と共に、これらのデータのネット上からの削除と今後の利用禁止、そして原告の「プライバシー権」「名誉権」「差別されない権利」、および部落解放同盟の「業務遂行権」が侵害されたとして、損害賠償を求めていた。

(2) 判決

東京地方裁判所の第一審判決は、部落がどこにあるかを知らうとすることは、社会における「正しい関心事」ではなく、被告らが行ったデータの公開は公益目的ではないと断じ、「部落の地名リスト」の公開が原告のプライバシー権を侵害するとして、出版の禁止とともに、データのネット上での配布禁止、二次利用の禁止を申し渡した。このようなデータの公表が、違法であるとの原則を示した点は、大きく評価すべきである。

但し、「部落の地名リスト」の公表の差し止めが認められたのは、裁判所による「基準」——現住所または現本籍地が「部落の地名リスト」と重なること——を満たしていることが立証さ

れた原告のいる、一部の都府県のデータに限られた。それは、「部落の地名リスト」の公表により、プライバシー侵害を受けるのは、現住所か本籍地が部落にある（「部落の地名リスト」上にある）者だと、裁判所が判断したからである。たとえ、かつて部落に生活の本拠があったとしても、親・祖父母が部落出身であっても、現在の住所・本籍が部落外なら、「部落の地名リスト」の公表によるプライバシーの侵害はない、と判断されたのである。結果として、公表差し止めが認められたのは25都府県分のデータに限定された。この点は、さらに後述する。

損害賠償については、二種類のデータが公表されたことを理由に、個人原告の大部分が一人あたり5,500円から44,000円の損害賠償を認められた。但し、自ら部落出身者であることを広く公表していると認定された者には、プライバシー侵害が認められなかった。

また、「差別されない権利」は、その内実が不明確であるとして、認められなかった。

2. 差別は「する側」の問題—国際人権条約における定義

なお、判決の検討に先立ち、確認しておきたいことがある。それは、差別が「する側」の問題だということである。これは、日本が締約国となっている国際人権諸条約（人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、障害者権利条約）に示された差別の定義からも明らかである。

例えば人種差別撤廃条約は⁽³⁾、人種差別を「人種・肌の色・世系・民族または種族的出身」に基づいて行われる区別や排除・制限であり、「人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」と定義している。わかりやすく言い換え

ると、差別とは、「人の属性・特性を理由に、区別・排除を行い、権利の行使を妨げること」（結果としてそのような効果をもたらすものも含む）である。

いうまでもなく、「区別・排除」し、権利の行使を「妨害する」のは、差別を「する側」である。だから、差別は「する側」の問題であり、「される側」が真に、ある属性・特性を有するかどうかの証明ができなければ救済しない、という論理には必ずしも立たない。EUやオーストラリアなどの差別禁止法が、「みなし差別」（その属性・特質を有する、あるいは有していたとみなされた人びとへの差別）や、「関連差別」（これらの属性を持つ人に関わったことを理由に受ける差別）も救済対象とするのは、そのためである。

3. 判決が認めた差別「する側」の論理—属地的判定によって行われる部落差別

判決も、差別「する側」の行為によってもたらされる権利侵害を認定し、救済する。つまり、差別「する側」が「部落の地名リスト」など、被告が拡散したデータをどのように使うのか、それによって、原告にどんな被害が及ぶのか、という観点に立っている。「差別は類型に向けられた『評価』であり、『事実認識』とは異なる」と、東京地裁に提出された「木村草太意見書」が指摘するとおり、原告らが真に「部落出身者」であるかどうかといった判定を、裁判所は行っていない。

そして差別「する側」の論理とは、恣意的である。例えば、部落出身者を判定する手がかりも「する側」の都合で作られ変えられてきた。本来、部落差別とは、近世封建社会の被差別身分に系譜的なつながりがある者に対する差別であり、

部落出身者かどうかの判定は、明治期以降は、しばしば戸籍によって行われた。明治政府による最初の全国戸籍として編製された壬申戸籍には、旧身分が判別可能な形で記載されていた場合があったからである。また戸籍によって系譜を遡り、そこに記された地名が、部落だとみなされている地域かどうかという情報と突き合わせて、判定が行われた。

だが、人権擁護の観点から、戸籍の閲覧制度が廃止されると（1976）、身元調査はより属地的判定に依拠することとなった。ある人の（さらに親や祖父母などの）住所や本籍地等を「部落の地名リスト」と照合し、重なれば部落出身者と判定するのである。部落の地名が判定基準にされるのは、封建時代において身分統制による区別が進む中で、被差別身分に置かれた人びとが形成した集落（かわた村など）が、今日の部落と相当程度に重なるからである。

それゆえ判決が、「部落の地名リスト」を公表した被告の行為は——たとえ、原告の住所・本籍地がそのリストの地名と重なることを被告が直接に言っていないくても、このリストが公開されれば、住所等との照合を容易にしまうから——原告の住所・本籍地がリスト上にあると公表したのと同じである、と認め、それによって、原告が「被差別部落出身者として…差別を受けたり、誹謗中傷を受けたりするおそれがあることが容易に推認される」と述べた点は、きわめて重要である⁽⁴⁾。

これは判決が、部落差別の「属地性」を認めたということである。筆者は、判決のこの点に、「一山越えた」ことを実感した。なぜなら、当初より被告は、「地名は特定の個人の人格と結びつくものではない」⁽⁵⁾と主張し、地名は土地のラベルにすぎないので、公表しても人格権侵害に

はあたらないかのように、述べていたからである。だが、判決はこうした考えを否定し、「部落の地名リスト」が、部落出身者の判定に使われる差別の道具だということをはっきりと認めた。

また、それゆえに、「部落の地名リスト」と、自分の住所や本籍地が重なることは、人に知られたくないプライバシーであるとして、「全国部落調査」のデータを公表した被告の行為は、原告のプライバシーを侵害すると、判決は認定した。その上で、プライバシー侵害が認められた原告のいる都府県の、「全国部落調査」データの公表を禁じたのである。

4. 判決の課題

(1) 不十分にしか認定されなかった部落差別の「属地性」

但しここに第一の問題が生じた。というのも、判決が、「部落の地名リスト」の公表によるプライバシー侵害を認めたのは、現住所または現本籍地が、このリスト上にある原告のみであったからである。

その結果、たった一人しか原告がいなかった県で、その原告の現住所・現本籍地が、「部落の地名リスト」上にないと（住所・本籍地を変更した場合など）、その県のデータすべてが、判決による差し止めの対象外になった。このような県が6県ある。また、そもそも裁判の原告がいないう10県のデータは、判決の対象外である⁽⁶⁾。

こうした矛盾は、原告の権利侵害を、プライバシー権（一身専属の権利である）から認定したことによって生じたと、筆者は考えている。部落差別には「属地性」がある（部落出身者かどうかの判定は、地名を手がかりに行われる）から、「部落の地名リスト」の公表による被害は、一身専属どころか地域全体に及ぶ。ある県につ

いて「部落の地名リスト」が公表されれば、被害はそこに住所や出生地・本籍地があるなど、その土地に関わりのあるすべての人に及ぶことは自明である。

もちろん、判決は原則として、部落の地名リストが、原告のプライバシーを侵害すると認めているので、こうした地域で新たに「現住所・現本籍地が部落の地名リストと重なる」原告をたてて裁判を起せば、同様の判決によって、その県の「部落の地名リスト」の公表は禁止されることになる。だが、それでは部落差別の本質を踏まえた解決とは言えない。部落差別の「属地性」を前提にするなら、公表された「部落の地名リスト」に関わるすべての人に、差別の被害が及ぶのだから、原告に関わる地名だけでなく、すべてのリストが削除されねばならないはずだ。

(2) 認められなかった部落差別の「系譜性」

判決がプライバシー侵害を認定する際に採用した「現住所・現本籍地」主義の第二の問題は、系譜的な意味で部落にルーツがある原告、例えば親・祖父母などが部落出身であり、そのことを除籍簿等で示した原告でも、現在の住所・本籍地が部落外にある場合、「部落の地名リスト」の公表によるプライバシー侵害が、認められなかったことである。

だが、部落差別は、そもそも、近世封建社会の被差別身分につながる者への「系譜的」差別であるから、そこが救済されないことには、大きな矛盾を感じざるを得ない。

おそらく裁判所は、一般人が通常の生活で知りえる他人の個人情報というのは、現住所や現本籍地くらいにとどまると、考えたのではないだろうか。確かに、住所は日常生活の多くの場

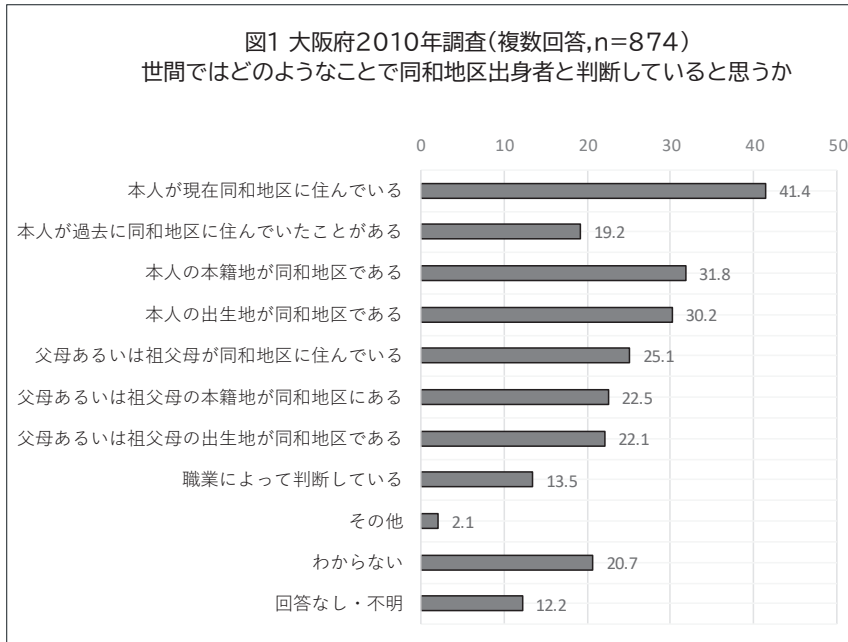
面で記入を求められるし、日本国籍者と結婚する場合は、婚姻届で相手の本籍地を見ることになる。

だが、日常生活で一般人が知る個人情報とは、それほど狭いものではない。結婚するとき、相手ばかりでなく、相手の親はどこに住んでいるかをきくのは、ごく普通のことではないだろうか。

また、身元調査は、近代化や都市化によって人の移動が進み、目の前の人、どこかの出身でどのような背景を持つかがわからないからこそ、それを知らうとして行われる。従って、現在だけでなく過去を知らうとする。実際、これまで明るみに出た戸籍・除籍簿等の不正取得事件では、探偵事務所などから依頼を受けた司法書士や行政書士は、調査対象者本人の戸籍ばかりでなく、除籍簿・原戸籍も請求・取得しており、明らかに系譜を遡った情報収集が行われている。但し、請求の際の理由は「相続」などとされることが多く、身元調査目的かどうかは、明らかにしづらい。だが、その証左がないわけではない。例えば、2003年に部落解放同盟京都府連に寄せられた結婚差別の相談においては、親が息子の交際相手の身元を調べるため、交際相手の女性の母親、祖父の戸籍謄本や除籍簿を司法書士に依頼して取得し、交際相手が部落出身であることを理由に、結婚に反対したことが明らかになっている¹⁷。

(3) 差別「する側」も部落出身を系譜的に判断している（自治体による意識調査）

また、大阪府が2010年に実施した「人権問題に関する府民意識調査」では、「世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思うか」を複数回答方式できいているが、父母や



祖父母の住所、本籍地、出生地が同和地区にあれば、その人が同和地区出身者だと判断すると答えた者が、それぞれ2割以上ある。差別「する側」も、属地的判定と系譜的判定を組み合わせて出身者を判定しているのだ。

(4) 判決の「現住所・現本籍地主義」は特定の原告にとって不利となる

さらに、判決の「現住所・現本籍地主義」が、特定の原告には不利となることにも、注意が必要である。進学や就職などを契機に地方から都市（首都圏など）に移動し、そこが生活の本拠になれば住民票を移すのは普通のことであるし（そうしないと選挙権の行使にも大変な不便を伴う）、結婚し家族を形成すれば、本籍地を移動するケースも少なくないからである。実際、「戸籍に関する国民の意識調査」(2016)を見ると、結婚・離婚やマイホームの購入・転居などのライフイベントを契機に、能動的に本籍地を住所地に移

動している者は、回答者の34%を占めている⁽⁸⁾。このことは、出身地（地元）を離れた者が集中する、都市部ではより顕著になると考えられるから、今回も、東京などでは、不利となる原告が少なくないはずである。

また、同調査では、本籍地を能動的に移動し、住所地に合わせた理由として、「結婚または離婚」をあげた割合は、女性に高い割合となった。同じ2016年の人口動態統計特殊報告によると、女性が結婚の際に、男性の姓を選択する（男性が戸籍の筆頭者となる）割合は96%と圧倒的多数であるから、結婚にかかわる本籍地の移動は女性のほうが多いと考えられる。だとすれば、判決の考え方は理論的には女性に対して不利に働くことにもなる。

5. カミングアウトの意味をめぐって

(1) カミングアウトしている者には認められないプライバシー侵害？

ところで、プライバシー侵害は、「部落の地名リスト」に現住所・現本籍地が重なる場合に加えて、「部落解放同盟関係人物一覧」に個人情報が公開されたことによっても認定され、これらの組み合わせによって損害賠償額が決まった。だが、部落出身であることや、解放運動に取り組んでいることなどが広く知られており、それを容認している原告（例：差別をなくそうと、出身をカミングアウトし講演等を繰り返し行ってきた人など）は、自ら情報を明らかにしているからという理由で、プライバシー侵害が認められなかった。だが、カミングアウトは、名指され、差別を受けるリスクを伴う行為である。そのリスクを引き受け、部落出身を積極的に明らかにし、社会の差別性を問い、変えていこうとする政治的行為がカミングアウトなのである。判決はそのようなカミングアウトの社会的意味を認めてはいない。いや、そもそも、差別をなくそうと声を上げたことを理由に、人格権侵害が認められない、ということ自体に矛盾がある。声をあげなければ裁判自体も始まらなかったはずである。

このことは、判決がプライバシー権をきわめて小さく解釈し、あたかも部落出身（本籍や住所が部落の地名リストと重なること）は「人に知られたくない」ことであるかのように意味づけたことによる。だが、プライバシー権とは、単に「人に知られたくないことを知られずにおく」ことだけではなく、「自己情報を（主体的に）コントロールする権利」も含む概念である。

(2) 部落出身という「主体」からカミングアウトをとらえること

なお、このことは、判決が部落差別の「系譜性」を認定しなかったこととも関わっている。部落に系譜的な意味でルーツがあっても（親や祖父母が部落の出身）、現住所・現本籍地が部落でない原告は、プライバシー侵害が認められなかった。

このことは、当事者にとってみると、自分は部落に系譜的ルーツを持つ部落出身者だと「わかって」いるのに、裁判所からは「あなたは、社会からは部落出身者だと判定されない」と言われているようなジレンマを生む。

そのため、この裁判を注視してきた者からは、「裁判所は部落差別をわかっていない」「部落出身者とは何かをわかっていない」という批判の声も聞かれる。だが、冒頭に述べたとおり、判決は差別「する側」の行為がもたらす被害を認定し、救済しようとしているのであって、誰が部落出身者かという判定をするものではない。

もっとも、こうした批判の声には、被害を裁判に訴え出た主体の側が軽視されている、という感情も込められていると筆者は感じる。原告は、差別の被害者としてのみ存在するのではない。原告には、自己のアイデンティティと生き方を自己決定し、それを他者に表明する自由や権利があり、それは差別「する側」の論理によって規定されるものではないからである。

それゆえ、今回の判決が「カミングアウト」の意味を十分に評価せず、カミングアウトしていることが、プライバシー侵害を認定しない理由になってしまったことには大きな問題がある。続く裁判で、カミングアウトとアウトティング（他者による暴露）との違いを明確にすることは、非常に重要な課題である。

結語

筆者は社会学（教育社会学）の視点から、これまで、差別をなくすための教育・啓発について研究してきた。差別とは「する側」の問題なので、「する側」を研究対象とし徹底分析し——なぜ、部落出身者や部落コミュニティを忌避するのか、誰を部落出身者だと判定し、どのような場面で排除するのか、等——教育課題を把握する。このような、差別「する側」を分析する視点は、教育・啓発だけでなく、法による救済を考えるうえでも重要である。例えば、今回の裁判を契機に、差別禁止法の立法を求める声も一定高まっている。差別禁止法とは、差別「する側」の行為規制法であるから、「する側」の行為を徹底的に洗い出し、差別にあたるものを定義・類型化しなくては、法で禁止することはできない。

だが一方で、差別「する側」の行為から被害をとらえるだけでは、差別を訴える側の主体が、「被害の認定を受ける、受け身の存在」になってしまいかねない。原告が、差別とたたかう生き方やアイデンティティを自己決定し、それを表明する（カミングアウト）ことは、その人の自由であり人権である。だからこそ原告は裁判に提訴したのである。このことを今一度考える必要があるだろう。

なお、最後にもう一点、付記しておきたいことがある。私が研究者として、なぜ、本裁判に複数の意見書を提出したか、ということである。それは「学問の自由」という人権に関わる。

被告は、自らの行為を、学問の自由に基づく研究であると主張する。だが、研究者とは、academic integrity（学問的誠意）に基づき、説明責任を果たせる方法で研究を進めるからこそ、その成果は社会から信頼される。また、研究とは、

外部からの強制や圧力を排し、研究者の自立した信念と判断に基づいて行われる。それゆえ研究成果の学問的価値は、外部権力を排し、研究者相互の評価によって審査される。学会誌の「ピア・レビュー（査読）」のプロセスは、そのために存在する。だからこそ、研究者（を語る者も含めて）の研究に、学問的誠意が見られなければ、それを指摘し、批判するのも、研究者の重要な責務である。さもなければ、研究そのものへの社会の信頼が揺らぎ、「学問の自由」の基盤も脅かされかねないからである。部落問題研究に携わる研究者の一人として記しておく。

*大阪市立大学人権問題研究センター・都市経営研究科教授

【注】

- 1) 阿久澤麻理子（2019）『「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に対する意見書』『人権問題研究』 Vol.16. 71-95.
<https://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/contents/osakacu/kiyo/1346454x-16-71.pdf>
- 2) 出版禁止は2016年3月28日、ウェブサイト掲載禁止は同年4月18日に決定された。但し、異議を申し立てた被告らによって、ネット上のデータ削除、出版禁止は、いずれも最高裁の許可抗告棄却が最終決定となった。
- 3) 日本政府は、人種差別撤廃条約の締結時から、部落差別はこの条約の適用対象外だという立場をとってきたが、国連人種差別撤廃委員会は異なる見解を示している。同条約委員会の一般的勧告29（2002）は、条約1条1項の「世系」は、人種のみを指すのではなく、カースト及びそれに類似する地位の世襲制度（system of inherited status）等に基づく差別も含むことを確認している。また、2018年に行われた日本政府報告書の定期審査における総括所見（最終見解）では、部落民に対する差別を世系に基づく差別と認めるよう促し、次回定期報告書において、部落差別解消推進法を履行するためにとられた措置とその影響について、情報提供を行うことなどを日本政府に求めている。

なお、この条約は、私人間の人種差別行為を規制する義務も締約国の政府（国・地方）に課していることを付記しておく。

- 4) 被告が管理するウェブサイト上で、「全国部落調査」データ（部落の地名リスト）と、「部落解放同盟関係人物一覧」（個人情報リスト）が別々に公表・拡散されたのは、地名リストだけを公表することが、人格権侵害となるのかという点が、裁判で問われるであろうことを展望した上で、あえて行われた行為ではないかと、筆者は考えている。
- 5) 出版差し止めの仮処分に対する保全異議申立事件、第二回保全異議審尋（横浜地裁、2016年10月12日）に提出された、債務者側の準備書面より。
- 6) 判決によって差し止めを認められたのは25都道府県（栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、認められなかったのは6県（千葉県、富山県、三重県、山口県、佐賀県、長崎県）のデータである。またそもそも、この裁判の原告がない10県のデータは、判決には含まれていない（愛知県、徳島県、岐阜県、山梨県、茨城県、静岡県、福島県、秋田県、福井県、石川県）。
- 7) 「報告①京都で起きた結婚差別事件と課題」『京都部落差別事件真相報告会 報告集』6-9. 報告集会は、部落解放・人権政策確立要求京都実行委員会主催により、2014年12月9日に開催された。
- 8) 「戸籍に関する国民の意識調査」（2016）によると、調査時点で本籍地と住所が「同じ」と回答したのは、約47%（4,341人）、「ちがう」は約53%（4,875人）おり、「同じ」を選択した者だけに、きっかけを択一式できくと、「もともと同じ」だった者も約25%あるが、「自宅（持家）を購入したから」が約32%、これに「結婚をしたとき又は離婚をしたときに住所と同じにしたから」「現在の住所に転居したから」を加え、ライフイベントに応じて本籍を能動的に移動したという回答が約65%を占めた（これは回答者全体からみれば約31%にあたる）。<https://www.moj.go.jp/content/001222094.pdf>